

## 京安心すまいセンターが管理する住教育教材の貸出規定

### (趣旨)

**第1条** この規定は、京都市住宅供給公社京安心すまいセンター（以下、「管理者」という。）が管理する別表に掲げる住教育教材（以下、「教材」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### (貸出申込書の提出)

**第2条** 教材を使用する者（以下、「使用者」という。）は、予め住教育教材貸出申込書（別記様式1）を管理者に提出し、その承諾を得なければならない。

2 前項の申込書は、貸出開始日の7日前までに提出しなければならない。

3 管理者は、次条の基準に適合し貸し出すことに支障がないと認める場合は、教材の使用を承諾し、教材貸出承諾書（別記様式2）を使用者に交付する。

### (貸出基準)

**第3条** 教材の貸出に当たっては、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。ただし、管理者が住教育又は住育の推進に資すると認めて承諾する場合は、この限りでない。

(1) 使用者は、学校教育法第1条に規定する学校若しくは同法第124条に規定する専修学校又は住まいに関する活動を行っている団体で、原則として京都市内に存するものであること。

(2) 教材の使用目的は、学校における授業又はイベント等の催しにおける課外授業若しくは周知啓発活動その他、住教育又は住育を推進するものであること。

(3) 教材の使用場所は、原則として京都市内であること。

(4) 貸出期間は、原則として前後の日を合わせた日数とし、必要最小限の日数であること。

### (教材の受け渡しと貸出期間中の管理)

**第4条** 教材の受け渡しは、原則として管理者の執務室で行うものとする。

2 使用者は、貸出期間中次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 教材を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

(2) 事故等が生じないよう最大限の配慮をすること。

(3) 使用期間も含め、申込書の記載どおりに使用すること。

(4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。

(5) 原則として屋外で使用しないこと。

(6) その他、使用の承諾に際し管理者が付した条件に従って使用すること。

### (教材の返却)

**第5条** 教材の返却は、原則として管理者の執務室で行うものとする。

2 使用者は、教材の返却について、次の号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 教材の返却は、教材貸出承諾書 兼 返却書に記載のある貸出期間内に行うこと。

(2) 返却予定日に返却できない場合は、予め管理者に申し出ること。

(3) 教材の返却時には、管理者の確認を受け、住教育教材使用報告書（別記様式3）を提出す

ること。

#### (使用承諾の取消し)

**第6条** 使用者が、第3条と第5条の第2項に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規定に違反したときは、その使用の承諾を取り消すとともに、今後その使用者への貸与は行わない。この場合、使用者に損害が生じても、管理者はその責めを負わない。

#### (使用料等)

**第7条** 教材の使用料は無料とする。

2 教材の輸送に要する費用及び貸出期間中の教材の管理に要する費用は、使用者の負担とする。

#### (事故)

**第8条** 貸出期間中に事故等が発生し、教材が破損又は紛失した場合又は第三者に損害を与えた場合は、使用者がその責を負い、教材の修理、弁償等の費用は使用者が負担する。

#### (その他)

**第9条** 教材の貸出に際し、本規定に定めのない事項が発生した場合は、管理者と使用者でその都度協議するものとする。

2 この規定に定めるもののほか、教材の取扱について必要な事項は、管理者が別に定める。

#### 別 表

番号	種別	教材名	数量
1	模型	京町家模型1(外観模型)	1基
2	模型	京町家模型2(1階平面模型)	1基
3	模型	建具模型「障子・すど・すだれ」	1セット
4	模型	建具模型「畳」	10枚
5	模型	土壁模型(三層・四層構造)	1セット
6	DVD	スライドデータ「京町家とその暮らし」	1枚
7	DVD	画像データ「京町家とその暮らし」	1枚
8	DVD	間取りイラストデータ(一列三室型の京町家1階室内)	1枚
9	DVD	ペーパークラフトデータ(京町家)	1枚
10	模型	部屋模型	6セット
11	DVD	間取りイラストデータ(戸建て・マンション)	1枚
12	模型	家具転倒防止模型	2基
13	DVD	スライドデータ「住まいの安全」	1枚
14	DVD	スライドデータ「景観とまちなみを考える」	1枚
15	DVD	スライドデータ「住まいを借りる『賃貸借契約』」	1枚